

# 運送事業者の皆様へお知らせ

平成31年4月1日より、高速道路会社は、  
国の特殊車両通行許可システムに接続します  
～特殊車両の取締りについて、運用が変更になります～

## ＜現地取締りについて＞

- 高速道路会社職員が携行するタブレット等により、特殊車両通行許可の内容を確認できるようになります。
- 積荷状況によっては、許可の内容について、許可システムに照合し確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- なお、現地で職員が許可システムに照合し、許可の内容が確認できた場合においても、車両に許可証が備え付けられていない場合には、許可証不携帯の扱いとなりますのでご注意ください。

## ＜自動軸重計による取締りについて＞

- 自動軸重計による軸重超過については、これまで、一旦、運行者に指導警告書を発出し、事後に許可の内容への適合を確認し違反について判断していました。
- 今後は、事前に国の許可システムにより許可の内容を確認し、違反と疑われる場合に、指導警告書を発出することに変更します。

道路を保全し、交通の安全を確保するために、  
必要な特殊車両通行許可制度です。  
許可を適切に受け、許可条件を守って走行して下さい。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、  
首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、  
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社